

看護職員処遇改善評価料の点数について

看護職員処遇改善評価料の保険医療機関ごとの点数については、当該保険医療機関における看護職員等の数（保健師、助産師、看護師及び准看護師の常勤換算の数をいう。以下同じ。）及び延べ入院患者数（入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料を算定している患者の延べ人数をいう。以下同じ。）を用いて次の式により算出した数【A】に基づき、別表2に従い該当する区分を届け出ること。

当該医療機関の配属先に関わらず、すべての保健師、助産師、看護師、准看護師をカウントする（看護管理者や看護部、外来・手術部門等を含む）

$$\text{【A】} = \frac{\text{看護職員等の賃上げ必要額}}{\text{当該保険医療機関の延べ入院患者数} \times 10 \text{円}}$$

看護職員等の賃上げ必要額
(当該保険医療機関の看護職員等の数 × 12,000円 × 1.165)

保健師、助産師、看護師、准看護師の常勤換算数（雇用形態は問わない）

別表2 看護職員処遇改善評価料の区分

【A】	看護職員処遇改善評価料の区分	点数
1.5 未満	看護職員処遇改善評価料 1	1 点
1.5 以上 2.5 未満	看護職員処遇改善評価料 2	2 点
2.5 以上 3.5 未満	看護職員処遇改善評価料 3	3 点
3.5 以上 4.5 未満	看護職員処遇改善評価料 4	4 点
4.5 以上 5.5 未満	看護職員処遇改善評価料 5	5 点
5.5 以上 6.5 未満	看護職員処遇改善評価料 6	6 点
↓	↓	↓
144.5 以上 147.5 未満	看護職員処遇改善評価料 145	145 点
147.5 以上 155.0 未満	看護職員処遇改善評価料 146	150 点
155.0 以上 165.0 未満	看護職員処遇改善評価料 147	160 点
↓	↓	↓
335.0 以上	看護職員処遇改善評価料 165	340 点

出典：中央社会保険医療協議会総会（第527回）令和4年8月10日 答申に一部追加